

少 乙 達 第 3 2 号  
捜 一 乙 達 第 6 7 号  
平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10 年
---	----	----	----	-----	------

石 川 県 警 察 本 部 長

## 児童虐待事案の報告について（通達）

対号 平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日付け少甲達第 3 1 号「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達）」

児童虐待事案については、対号に基づき、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図るものであるが、生活安全部門と刑事部門との連携及び情報の集約が必要であることから、下記のとおり、迅速、的確な報告に努められたい。

### 記

#### 1 児童虐待事案を取り扱った場合の報告

##### (1) 警察署における対応

警察署において、児童虐待事案を取り扱った場合、少年警察担当課は、認知、検挙、又は児童虐待の防止等に関する法律第 1 0 条に基づく援助要請の状況に応じて、児童虐待事案の認知報告（別記様式第 1 号）、児童虐待事案の検挙報告（別記様式第 2 号）、児童虐待の防止等に関する法律第 1 0 条に基づく援助要請事案（別記様式第 3 号）を作成し、直ちに警察本部少年課まで F A X 又はメールにより報告するとともに、その写しを警察署強行犯捜査担当課に送付すること。

##### (2) 警察本部における対応

警察本部少年課において、別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までにより報告を受けた場合、その写しを捜査第一課に送付すること。

#### 2 児童虐待事案関係者の転出、転入の報告

##### (1) 管轄外の地域へ転出した場合

警察署において、過去に取り扱った児童虐待事案の関係者が管轄外へ転出したことが判明した場合、少年警察担当課は、速やかに警察本部少年課へ連絡するとともに、別記様式の該当書類の写しを送付すること。

警察本部少年課において、警察署から上記の連絡を受けた場合、その転出先が県内にある場合はその住所を管轄する警察署へ、県外にある場合はその住所を管轄する都道府県警察本部へ連絡するとともに、別記様式の該当書類の写しを送付すること。

##### (2) 他の都道府県から転入した場合

他府県の警察本部から、過去に取り扱った児童虐待事案の関係者が県内に転入した旨の連絡を受けた場合、警察本部少年課は、速やかに転入先の住所を管轄する警察署へ連絡するとともに、別記様式第1号「児童虐待事案の認知報告」にその内容を記載し、当該警察署へその写し送付すること。

(3) 関係書類への記載

上記(1)(2)の措置をとった場合、該当する様式にその旨記載すること。

3 通告後の措置についての連絡

警察署において、児童相談所から通告後の措置について連絡を受けた場合、該当する様式にその内容を記載するとともに、警察本部少年課へ連絡すること。

4 関係書類の整備と関連事案の確認

警察本部少年課及び警察署少年担当課は、1から3に記載する措置をとった場合、児童虐待事案一覧表（別記様式第4号）に必要な事項を記載して、「児童虐待事案対応簿」として別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第3号とともに編綴し、児童虐待事案の危険度、緊急度の判断の資料として活用すること。

（企画指導係 3072）